

議案第28号

第6次基山町総合計画基本構想及び基本計画について

次のとおり第6次基山町総合計画基本構想及び基本計画を策定するため、地方自治法第96条第2項の規定による基山町議会の議決すべき事件を定める条例(平成25年条例第13号)第2条の規定により議会の議決を求める。

令和7年6月6日提出

基山町長 松 田 一 也

第6次基山町総合計画基本構想及び基本計画 別冊

提案理由

第5次基山町総合計画の計画期間が令和7年度で終了するため、計画期間を令和8年度から令和17年度までとする第6次基山町総合計画基本構想及び基本計画を策定するにあたり、地方自治法第96条第2項の規定による基山町議会の議決すべき事件を定める条例第2条の規定により議会の議決を経る必要がある。

令和 7 年 6 月 9 日原案継続審査